

練馬区で建築物等の解体・改修工事を実施する方へ

建築物等を解体または改修するときは、特定建築材料(アスベスト含有建材)の使用の有無を事前に調査し、大気汚染防止法(以下「法」という。)、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」という。)および練馬区アスベスト飛散防止条例(以下「区条例」という。)に基づき、適切に対応して下さい。

○(発)：発注者 ○(元)：元請業者 ○(自)：自主施工者 ○(下)：下請負人の責務であることを示す。

1 事前調査の実施(法第18条の15第1、3～5項) ○(元)○(自) 調査への協力(法第18条の15第2項) ○(発)

調査対象の工事 … 全ての解体・改修工事 工事の規模(施工面積、請負金額)等に関係なし

注意

調査者の資格(原則)

建築物 … 建築物石綿含有建材調査者その他の環境大臣が定める者

特定工作物()等 … 工作物石綿事前調査者その他の環境大臣が定める者(令和8年1月1日から)

環境大臣が定める工作物(例: ボイラー及び圧力容器、焼却設備等)をいう。以下同じ。

調査方法

設計図書その他書面による調査

新築工事の着手日や過去の改修履歴、使用されている建築材料を確認し、「石綿(アスベスト)含有建材データベース」の活用、建材メーカーへの確認等により、アスベストの含有の有無を確認して下さい。

現地での目視による調査

現地において、の調査結果と現地で確認される建材との同一性を確認し、異なる建材があれば、その建材がアスベストを含むか否か判定して下さい。根拠なく「アスベスト含有なし」とすることはできません。

分析による調査

およびの調査でアスベストの含有の有無が分からないときは、同一材料ごとに試料を採取・分析して下さい。ただし、特定建築材料とみなして適法に処理するときは、分析調査を省略できます。

発注者への調査結果の説明、書面の保存 ○(元)

説明の方法 … 法で定める事項を記載した書面による

様式例が厚生労働省・環境省のマニュアル(以下「国のマニュアル」という。)に載っています。「石綿事前調査結果報告システム」(2 を参照)のファイル出力機能を活用して作成することもできます。

書面の保存 … 説明書面の写しを工事終了後3年間保存

調査記録の保存、工事現場での備え置き ○(元)○(自)

記録の保存 … 法で定める事項を記録し、工事終了後3年間保存

現場の措置 … 工事期間中、記録の写し(電子データ、紙のどちらでも可)を現場に備え置く

記録およびその写しは、区職員の立入検査等の際に、提示できるようにして下さい。

2 区への事前調査結果の報告(法第18条の15第6項) ○(元)○(自)

報告対象の工事 … つぎに掲げる規模の作業を伴う解体等工事(特定建築材料の有無に関わらず)

| | | |
|-------|------------|--|
| 建築物 | 解体作業 | 当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上(注) |
| | 改造・補修作業 | 当該作業の請負代金の合計額が100万円(税込み)以上 (材料費を含み、事前調査の費用は含まず。)(注) |
| 特定工作物 | 解体・改造・補修作業 | |

注: 同一の者が複数の契約に分割して請け負う等の場合は、1件の契約で請け負ったものとみなし、解体工事に係る部分の床面積の合計または工事全体の請負代金の合計額になります。

報告方法 … 原則として、「石綿事前調査結果報告システム」(環境省・厚生労働省共通)による

当該システムで、区と労働基準監督署への報告を同時に行うことができます。なお、使用されている建材が特定建築材料に該当しないと判断した場合は、建材の種類ごとにその根拠を示す必要があります。

報告期限 … 調査後、遅滞なく(原則として、工事開始前まで)

3 事前調査結果の掲示(法第18条の15第5項/区条例第10条) ○(元)○(自)

掲示対象の工事 … 1 と同じ

記載事項 … 法で定める事項

項目を網羅していれば、石綿障害予防規則(以下「石綿則」という。)に基づく掲示と兼ねて構いません。記載例が国のマニュアルに載っていますので、参考にして下さい。「石綿事前調査結果報告システム」(2 を参照)のファイル出力機能を活用して作成することもできます。

大きさ … A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上

掲示期間 … 工事期間中

掲示場所 … 敷地の道路に接する部分で地面から1m程度の高さ

敷地が複数の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分に掲示して下さい。(石綿則に基づく掲示と兼ねるときは、作業者の見やすい場所に掲示することも必要です。)

(特定建築材料の使用あり(みなしを含む)の場合は、裏面へ)

特定工事に該当する場合

(特定工事とみなす場合を含む)

特定粉じん排出等作業:

特定建築材料(アスベスト含有建材)が使用されている建築物等を解体、改造または補修する作業

特定工事: 特定粉じん排出等作業を伴う工事

4 標識の設置 (特定粉じん排出等作業に係る掲示) (法第18条の14、20 / 区条例第13条第1、2項) (元) (自)

設置対象の工事 … 全ての特定工事

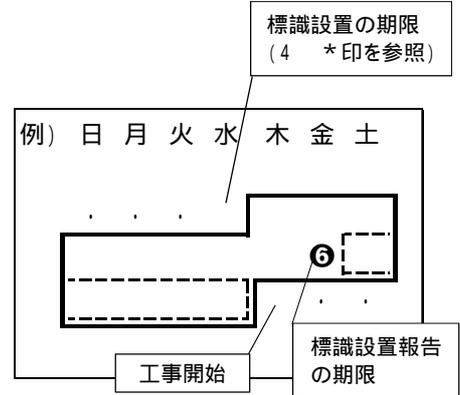
記載事項 … 法および区条例で定める事項

事前調査結果の掲示(3を参照)と合わせ、1枚に集約して構いません。項目を網羅していれば、石綿則に基づく掲示と兼ねて構いません。国のマニュアルに記載例が載っていますので、参考にして下さい。「石綿事前調査結果報告システム」(2を参照)のファイル出力機能を活用して作成できます。

大きさ、掲示期間・場所 … 原則として、3 ~ と同じ

* 5 に掲げる工事では、工事開始日の14日前までに設置(設置日と工事開始日は、日数に含みません。)

注意



5 区への標識設置の報告 (区条例第13条第3項) (元) (自)

報告対象の工事 … のいずれかに該当する工事

注意

法に規定する届出対象特定工事
つぎに掲げる規模の作業を伴う特定工事 (を除く)

| | | |
|-------|------------|--|
| 建築物 | 解体作業 | 当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上 (注) |
| | 改造・補修作業 | 当該作業の請負代金の合計額が2,000万円(税込み)以上 (材料費を含み、事前調査の費用は含まず。)(注) |
| 特定工作物 | 解体・改造・補修作業 | |

注: 2 の表の枠下の注書きを参照

標識設置報告書(第3号様式)の提出 ~ を添付

標識の設置場所を明示した図面

標識の遠景写真(全ての設置場所分)

標識の写し(記載事項が鮮明ならば、A4サイズ以下および写真も可)

報告書様式の欄外、備考1に掲げる資料(法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出書(様式第3の5)と併せて提出済のものは、省略可。)

提出部数 … 2部(1部は、受付後に写しとして返却します。)

報告期限 … 工事開始日の5日前まで(報告書の提出日および工事開始日は、日数に含みません。)

6 作業基準等の遵守 (法第18条の14、16、20、22、23 / 環境確保条例第123条第2項 / 区条例第12条)

対象の工事 … 全ての特定工事

主な遵守事項

作業計画の作成、作業の説明 (元) (自) (下)

元請・自主施工者 … 特定粉じん排出等作業の開始前に、作業の方法、作業工程の概要等、法で定める事項を記載した作業計画を作成し、実行

元請・下請 … 請け負った特定工事の全部または一部を他者に請け負わせるときは、その者に特定粉じん排出等作業の種類・方法等、法で定める事項を事前に説明

作業基準、作業上の遵守事項の遵守 (元) (自) (下) 請負契約時の配慮 (発) (元) (下)

特定建築材料の種類ごと、作業の種類ごとに作業基準が法で定められています。また、東京都では、環境確保条例に基づく遵守事項も定められています。違反者には、罰則が適用されることがあります。

粉じんの飛散状況の監視(アスベスト含有の仕上塗材・成形板等に係る作業の場合) (元) (自)

施工中、現場内の粉じんの飛散状況を目視により監視し、その結果の記録を3年間保存

作業記録の作成、保存

作業状況の記録 … 施工の分担に応じて記録し、工事終了まで保存 (元) (自) (下)

作業結果の記録 … 法で定める事項を記録し、工事終了後3年間保存 (元) (自)

発注者への作業結果の説明、書面の保存 (元)

説明の方法 … 法で定める事項を記載した書面による(様式例が国のマニュアルに載っていますので、参考にして下さい。)

書面の保存 … 説明書面の写しを工事終了後3年間保存

【問い合わせ】練馬区 環境部 環境課 環境規制係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 (区役所本庁舎18階)

TEL: 03-5984-4712(直通) FAX: 03-5984-1227 e-mail: KANKYOU04@city.nerima.tokyo.jp